一般社団法人岩手県芸術文化協会表彰規定

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人岩手県芸術文化協会(以下、本協会という。)が 岩手県の芸術文化の充実発展に関する功労を顕彰し、よって本県芸術文化の進展 に資することを目的とする。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰は、個人又は団体であって、次に該当するものについて行う。
 - (1) 本協会の組織運営に携わり岩手県の文化芸術の進展に貢献したと認められるもの。
 - (2)本協会の組織運営に多大の貢献をなし、岩手県の文化芸術の進展に寄与したと認められるもの。
 - (3) 市町村芸術団体の役員として、岩手県の文化芸術の進展並びに後継者の育成等に貢献したと認められるもの。
 - (4) 市町村芸術団体として、岩手県の文化芸術の進展並びに後継者の育成等に貢献したと認められるもの。
 - (5)各専門分野の創作、公演等の活動に精励し、当該専門分野において岩手県の文 化芸術の進展並びに後継者の育成等に貢献したと認められるもの。
 - (6)各専門分野の団体で創作公演等の活動を積極的に行い、岩手県の文化芸術の進展並びに後継者の育成等に貢献したと認められるもの。
 - (7) 個人にあっては原則として業績20年以上又は、年齢が満60歳を超えたもの。
 - (8) その他当協会が特に表彰に価する功績があると認めたもの。

(表彰内容)

- 第3条 表彰は表彰状又は感謝状とし、記念品を授与する。
- 2 表彰される者が故人のときは、表彰状又は感謝状並びに記念品を遺族に贈り追彰することができる。

(審 査)

- 第4条 表彰候補者又は、候補団体について、会長が委嘱する委員によって構成された表彰審査委員会に諮り、承認を得なければならない。
- 2 審査内容等については、会長が別にこれを定める。

(表彰者、表彰団体の推薦方法)

- 第5条 本協会の加盟団体は、一般社団法人岩手県芸術文化協会表彰候補者推薦書 (様式-1)を作成し、会長に提出するものとする。
- 2 規定第2条に該当する候補者については、会長が表彰審査委員会に推薦するものとする。
- 3 推薦は、原則として加盟団体につき、個人1名、団体については1団体とする。

(表彰者の決定)

第6条 表彰候補者、候補団体について、表彰審査委員会の承認を経て理事会において決定するものとする。

付則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成28年4月1日 改正